

「農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の連携強化による資金供給の円滑化」について

2012年11月27日

規制・制度改革委員会委員

大上 二三雄

本件についての円滑な議論の観点から、以下の論点を参考として提示する。

- 一 農業信用保証保険の保証料率は、制度資金ごと一律となっており、利用者の経営努力が反映されていない。
一方、中小企業信用保険は利用者のリスクに応じた段階的保証料率となっている。
- 二 利用者の業種・資金用途によって、農業信用保証保険か中小企業信用保険かを使い分けることとなるが、対象範囲の基準が不明確である。

これらを改革することで、法人経営の農業者に限らず全農業者に、財務諸表の重要性、資材調達工夫等によるコスト削減等の意識が浸透し、農業者の経営力強化に繋がり、延いては、農業の成長産業化に資するのではないか。

以 上